

第3章 特定施設の特定事業場、及び除害施設

1. 特定施設と除害施設

(1) 施設概要

- ① 特定施設とは、下水道法で人の健康及び生活環境に被害を及ぼすおそれのある物質を含んだ汚水や廃液を排出する施設として水質汚濁防止法で定められた業種及びダイオキシン類対策特別措置法で定められた業種の水質基準対象施設をさし、特定施設を設置する事業場や工場を特定事業場とする。
- ② 除害施設とは、下水道の施設を損傷させる汚水、又は処理場の機能を低下させたり、処理が困難な有害物質を含む汚水に対して、その汚水による障害を除去するために事業場等に設けられる施設をさす。

(2) 下水の排除の制限に係る水質の基準

- ① 特定施設の排水は、下水道法施行令第9条の4及び斑鳩町条例第11条に定める水質基準に適合しない下水を公共下水道へ排出してはならない。
- ② 除害施設の排水は、条例第12条、条例第13条に定める。
- ③ 前項の水質の基準を、表4、表5に示す。

表4 (斑鳩町条例の基準)

対象物質又は項目		許容限度
アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量		380mg/L
水素イオン濃度 (pH)		5pHを越え 9pH未満
生物化学的酸素要求量 (BOD)		1500mg/L
浮遊物質 (SS)		1500mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	鉱油類含有量	5mg/L
	動植物油脂含有量	30mg/L
窒素含有量		240mg/L
リン含有量		32mg/L
●温度		45℃
●ヨウ素消費量		220mg/L

注 (●：除害施設のみ対象)

表5 (下水道法施行令第9条4の基準)

カドミウム及びその化合物	0.03mg/L
シアン化合物	1mg/L
有機燐化合物	1mg/L
鉛及びその化合物	0.1mg/L
六価クロム化合物	0.5mg/L
砒素及びその化合物	0.1mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L
トリクロロエチレン	0.3mg/L
テトラクロロエチレン	0.1mg/L
ジクロロメタン	0.2mg/L
四塩化炭素	0.02mg/L
1. 2-ジクロロメタン	0.04mg/L
1. 1-ジクロロエチレン	1mg/L
シス-1. 2-ジクロロエチレン	0.4mg/L
1. 1. 1-トリクロロエタン	3mg/L
1. 1. 2-トリクロロエタン	0.06mg/L
1. 3-ジクロロプロペン	0.02mg/L
テトラメチルチウラムジスルフィド (別名チウラム)	0.06mg/L
2-クロロ-4. 6-ビス (エチルアミノ) -s-トリジン (別名シマジン)	0.03mg/L
s-4-クロロベンジル=N. N-ジエチルチオカルバマート (別名チオベンカルブ)	0.2mg/L
ベンゼン	0.1mg/L
セレン及びその化合物	0.1mg/L
ほう素及びその化合物	10mg/L
ふっ素及びその化合物	8mg/L
1. 4-ジオキサン	0.5mg/L
フェノール類	5mg/L
銅及びその化合物	3mg/L
亜鉛及びその化合物	2mg/L
鉄及びその化合物 (溶解性)	10mg/L
マンガン及びその化合物 (溶解性)	10mg/L
クロム及びその化合物	2mg/L
ダイオキシン類	10pg/L

(3) 特定施設一覧

水質汚濁防止法施行令（第1条及び別表）で定められている特定施設を有する可能性のある産業を以下の（表6）のとおりとする。

表6

特定施設番号	産業名
1	鉱業又は水洗炭業
1の2	畜産業
2	畜産食料品製造業
3	水産食料品製造業
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業
6	小麦粉製造業
7	砂糖製造業
8	パン若しくは菓子の製造業又は製あん業
9	米菓製造業又はこうじ製造業
10	飲料製造業
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業
12	動植物油脂製造業
13	イースト製造業
14	でん粉又は化工でん粉の製造業
15	ぶどう糖又は水あめの製造業
16	麺類製造業
17	豆腐又は煮豆の製造業
18	インスタントコーヒー製造業
18の2	冷凍調理食品製造業
18の3	たばこ製造業
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業
20	洗毛業
21	化学繊維製造業
21の2	一般製材業又は木材チップ製造業
21の3	合板製造業
21の4	パーティクルボード製造業
22	木材薬品処理業

2 3	パルプ、紙又は紙加工品の製造業
2 3 の 2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業
2 4	化学肥料製造業
2 5	水銀電解法によるか性ソーダ又はか性カリの製造業
2 6	無機顔料製造業
2 7	2 5 ・ 2 6 以外の無機化学工業製品製造業
2 8	カーバイト法アセチレン誘導品製造業
2 9	合成樹脂製造業
3 0	発酵工業（5 ・ 1 0 ・ 1 3 を除く）
3 1	メタン誘導品製造業
3 2	有機顔料又は合成染料の製造業
3 3	合成樹脂製造業
3 4	合成ゴム製造業
3 5	有機ゴム製造業
3 6	合成洗剤製造業
3 7	石油化学工業
3 8	石けん製造業
3 8 の 2	界面活性材製造業
3 9	硬化油製造業
4 0	脂肪酸製造業
4 1	香料製造業
4 2	ゼラチン又はにかわの製造業
4 3	写真感光材料製造業
4 4	天然樹脂製品製造業
4 5	木材化学工業
4 6	有機化学工業製品製造業
4 7	医薬品製造業
4 8	火薬製造業
4 9	農薬製造業
5 0	水質汚濁防止法施行令第 2 条各号に掲げる物質を含有する試薬の製造業
5 1	石油精製業
5 1 の 2	自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業（防振ゴム製造業を除く。）、更生タイヤ製造業又はゴム板製造業

5 1 の 3	医療用若しくは衛生用のゴム製品製造業、ゴム手袋製造業、糸ゴム製造業又はゴムバンド製造業
5 2	皮革製造業
5 3	ガラス又はガラス製品の製造業
5 4	セメント製品製造業
5 5	生コンクリート製造業
5 6	有機質砂かべ材製造業
5 7	人造黒鉛電極製造業
5 8	窯業原料（うわ薬原料を含む。）の精製業
5 9	砕石業
6 0	砂利採取業
6 1	鉄鋼業
6 2	非鉄金属製造業
6 3	金属製品業又は機械器具製造業（武器製造業を含む。）
6 3 の 2	空きびん卸売業
6 3 の 3	石炭を燃料とする火力発電施設
6 4	ガス供給業又はコークス製造業
6 4 の 2	水道施設、工業用水道施設、自家用工業水道の施設
6 5	酸又はアルカリによる表面処理施設
6 6	電気めっき施設
6 6 の 2	エチレンオキサイド又は1,4ジオキサンの混合施設
6 6 の 3	旅館業
6 6 の 4	共同調理場（学校給食法<昭和 29 法律第 160 号>第 5 条の 2 に規定する施設をいう。）
6 6 の 5	弁当仕出屋又は弁当製造業
6 6 の 6	飲食店
6 6 の 7	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店その他の通常主食と認められる食事を提供しない飲食店
6 6 の 8	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する飲食店
6 7	洗濯業
6 8	写真現像業
6 8 の 2	病院
6 9	と畜業又は死亡獣畜取扱業

69の2	中央卸売市場
69の3	地方卸売市場
70	廃油処理施設
70の2	自動車分解整備事業
71	自動車車両洗浄施設
71の2	科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場
71の3	一般廃棄物処理施設
71の4	産業は域物処理施設
71の5	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設
71の6	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンの蒸留施設
72	し尿処理施設
73	下水道終末処理施設
74	特定事業場から排出される水の処理施設

※早見表として掲載のため、詳細は水質汚濁防止法施行令別表を確認すること。

(4) 特定施設（ダイオキシン関連施設）一覧

ダイオキシン類対策特別措置法施行令で定められている特定施設を以下の（表7）のとおりとする。

表7

特定施設番号	施設内容
1	硫酸塩パルプ（クラフトパルプ）又は亜硫酸パルプ（サルファイトパルプ）の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設
2	カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設
3	硫酸カリウムの製造の用に供するアセチレン洗浄施設
4	アルミナ繊維の製造の用に供するアセチレン洗浄施設
5	担体付き触媒の製造（塩素又は塩素化合物を使用するものに限る）の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設
6	塩化ビニルモノマーの製造に供する二塩化エチレン洗浄施設
7	<p>カプロラクタムの製造（塩化ニトロシルを使用するものに限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの</p> <p>(イ) 硫酸濃縮施設</p> <p>(ロ) シクロヘキサン分離施設</p> <p>(ハ) 廃ガス洗浄施設</p>

8	<p>クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの</p> <p>(イ) 水洗施設</p> <p>(ロ) 廃ガス洗浄施設</p>
9	<p>4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの</p> <p>(イ) ろ過施設</p> <p>(ロ) 乾燥施設</p> <p>(ハ) 廃ガス洗浄施設</p>
10	<p>2・3ジクロロ-1・4-ナフトキノンの製造の用に供する施設の次に掲げるもの</p> <p>(イ) ろ過施設</p> <p>(ロ) 廃ガス洗浄施設</p>
11	<p>8・18-ジクロロ-5・15-ジエチル-15-ジヒドロジインドロ〔3・2-b'・2'-m〕トリフェノジオキサジン（別名ジオキサジンバイオレット。ハにおいて単に「ジオキサジンバイオレットという。」）の製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの</p> <p>(イ) ニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設</p> <p>(ロ) ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設</p> <p>(ハ) ジオキサジンバイオレット洗浄施設</p> <p>(ニ) 熱風乾燥施設</p>
12	<p>アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち、次に掲げるもの</p> <p>(イ) 廃ガス洗浄施設</p> <p>(ロ) 湿式集じん施設</p>
13	<p>亜鉛の回収（製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものから亜鉛の回収に限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの</p> <p>(イ) 精製施設</p> <p>(ロ) 廃ガス洗浄施設</p> <p>(ハ) 湿式集じん施設</p>
14	<p>担体付き触媒（使用済みのものに限る。）からの金属の回収（ソーダ灰を添加して焙焼炉で処理する方法及びアルカリにより抽出する方法（焙焼炉で処理しないものに限る。）によるものを除く。）の用に供する施設のうち、次に掲げる</p>

	もの (イ) ろ過施設 (ロ) 精製施設 (ハ) 廃ガス洗浄施設
15	ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第1条第5号に掲げる廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する施設のうち次に掲げるもの及び当該廃棄物焼却炉において生ずる灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの (イ) 廃ガス洗浄施設 (ロ) 湿式集じん施設
16	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条第12号の2及び第13号に掲げる施設
17	フロン類（特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令（平成6年政令第308号）別表1の項、3の項及び6の項に掲げる特定物質をいう。）の破壊（プラズマを用いて破壊する方法その他環境省令で定める方法によるものに限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの (イ) プラズマ反応施設 (ロ) 廃ガス洗浄施設 (ハ) 湿式集じん施設
18	下水道終末処理施設（第1号から前号まで及び次号に掲げる施設に係る汚水又は廃液を含む下水を処理するものに限る。）
19	第1号から第17号までに掲げる施設を設置する工場又は事業場から排出される水（第1号から第17号までに掲げる施設に係る汚水若しくは廃液又は当該汚水若しくは廃液を処理したものを含むもの）に限り、公共用水域に排出されるものを除く。）の処理施設（前号に掲げるものを除く。）

(5) 届出の種類と提出期限

特定施設と除害施設を設置等についての届出と期限については、法及び条例の定めのとおりとする。

特定施設については表8に概略を示す。

表8 (特定施設)

種 類	概 要	期 限	備 考
設置届	新たに特定施設を設置する場合	設置する 60日以上前	法第12条の3 第1項
使用届	①新たに特定施設に指定された場合 ②新たに特定施設を公共下水道へ接続する場合	使用開始日 から30日 以内	法第12条の3 第2項 法第12条の3 第3項
構造等変更届	構造や使用の方法等を変更する場合	変更する 60日以上前	法第12条の4
氏名変更届	特定事業場の名称、所在地、代表者を変更する場合	変更日から 30日以内	法第12条の7
廃止届	特定施設の使用を廃止する場合	廃止日から 30日以内	法第12条の7
承継書	特定施設を譲り受け、借り受け、相続合併等で承継する場合	承継日から 30日以内	法第12条の8
事故届	特定施設からの排水に事故が発生した場合	事故後すみやかに	法第12条の9

除害施設については表9に概略を示す。

表9 (除害施設)

種 類	概 要	期 限	備 考
除害施設 設置等届	新たに除害施設を設置及び変更する場合	設置及び変更する 30日以上前	施行規則 第10条第1項
除害施設 設置等完了届	新たに除害施設を公共下水道へ接続する場合	工事完了日 から15日 以内	施行規則 第10条第3項
除害施設等 管理責任者選 任等届	除害施設を設置及変更する場合	除害施設設置等 届と同日	施行規則 第11条
除害施設等事 故届	除害施設からの排水に事故が発生した場合	事故後	施行規則 第12条

